2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び八峰町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県大館市雪沢字水沢五、一〇八の一、字水沢入四九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水沢五・一〇八の一・字水沢入四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡羽後町軽井沢字上牛ノ沢山一五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県能代市常盤字熊野堂三二の二、三二の一二、三二の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊野堂三二の二・三二の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町下牧谷字三本榎四二二の三六（次の図に示す部分に限る。）、四二二の五から四二二の一三まで、四二二の一七から四二二の一九まで、四二二の二一から四二二の三五まで、四二二の三七、四二二の三九、四二二の四二、四二二の四三、四二二の四五、四二二の四六、四二二の四四から四二二の五六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三本榎四二二の五・四二二の三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二十九号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成三十年三月十七日及び同月十八日の午前八時から午後四時までの間に限る。）。

平成三十年三月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

北緯三十五度二十八分五十四秒東経百四十度二十五分十六秒の地点から北緯三十五度二十八分五十三秒東経百四十度二十五分二十秒の地点まで引いた線、同地点から北緯三十五度二十八分四十九秒東経百四十度二十五分十四秒の地点まで引いた線、同地点から北緯三十五度二十八分五十秒東経百四十度二十五分十四秒の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第四百三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年二月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―619号	仕切り隔壁（A30級）	A 30 B H S L 620―40／25	ROCKWOOL International A／S	DK―2640 Hedehusene, Kingdom of Denmark
第Ｆ―620号	仕切り甲板（A30級）	A 30 D C K S L 620―25／25	〃	〃
第Ｆ―621号	仕切り隔壁（A60級）	A 60 B H S L 620―60／25	〃	〃
第Ｆ―622号	仕切り隔壁（A60級）	A60 B H R E S S L620―40／25	〃	〃
第Ｆ―623号	仕切り甲板（A60級）	A 60 D C K S L 620―40／25	〃	〃
第Ｆ―624号	仕切り甲板（A60級）	A60 D C K Ⅱ S L 620―40	〃	〃
第Ｆ―625号	不燃性材料	N C S E A S L 480	〃	〃
第Ｆ―626号	不燃性材料	N C S E A S L 720	〃	〃
第Ｆ―627号	不燃性材料	N C S E A M A 720	〃	〃